

寄附金取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人愛知子供の笑顔フォーラム（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の種類及び募集）

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 この法人は常時、寄附金を募ることができる。

（寄附金の使途）

第3条 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

- 2 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

（受領書等の送付）

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（受領の制限）

第5条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不適當と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき

（情報公開）

第6条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。